プラスワン・マーケティング株式会社（以下「プラスワン」といいます）は、XM 安心プロテクション及び XM にねん安心プロテクション利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき「XM 安心プロテクション及び XM にねん安心プロテクション」（以下「本サービス」といいます）を提供致します。お客様は、本サービスの利用申込にあたり本規約をご確認のうえご承諾いただく必要があります。

（サービス概要）

第 1 条

本サービスは freetel LTE XM について補償対象事故が生じた際に、ご利用者のお申出に基づきプラスワンがご利用者に対して補償を行うことを内容とするサービスです。

2\.

プラスワンは、プラスワンが適当と判断する方法によりご利用者に通知または周知することにより、本サービスまたは本規約の内容の一部若しくは全部を変更できるものとし、この場合、変更日以降は変更後の本規約またはサービス内容が適用されるものとします。

（申込条件）

第 2 条

お客様は、本サービスの利用申込にあたり、お申込み時点において以下に定める申込条件を満たしていただく必要があります。

(1) 「freetel LTE XM」をお使いいただいていること。

(2) 「freetel LTE XM」を購入された日から起算して 30 日以内であること。

(3) freetel サポート会員登録をいただいていること。

(4) 本サービスに登録電話機としてお申込みいただく携帯電話機が、第三者が紛失または盗難の被害に遭ったものではないこと。

(5) 本サービスに登録電話機としてお申込みいただく携帯電話機が、補償対象事故その他の原因により正常にご利用いただけない状態にないこと。

2\.

前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、プラスワンが不適切と判断した場合は、お客様からの本サービスへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。

（申込方法）

第 3 条

本サービスの利用申込は、本規約にご承諾いただいたうえで、プラスワンが別に定める方法に従いプラスワンに対し行っていただく必要があります。

2.

プラスワンは、前項に従いお客様より本サービスの利用申込を受けた場合は、プラスワンが定める基準に従いお申込み内容を審査し、適正なお申込みであり申込条件を満たすと判断した場合は、本サービスの利用申込を承諾するものとします。

3.

本サービスは、ご利用の freetel LTE XM 毎にお申込みいただく必要があり、電話機毎にサービス利用契約が成立します。freetel LTE XM 以外は、本サービスによる補償を受けることができませんのでご注意ください。

（ご利用料金）

第 4 条

ご利用者には、ご利用料金として、サービス利用 1 ライセンスにつき、プラスワンが定める利用料金およびお客様ご負担金を支払っていただきます。

（補償対象期間）

第 5 条

XM 安心プロテクションの補償対象期間は、利用開始時点から 1 年間とします。
XM にねん安心プロテクションの補償対象期間は、利用開始時点から 2 年間とします。

（補償のご利用回数）

第 6 条

補償をお申込みいただいた日を基準として 2 年間に、2 回まで補償を受けることができます。ただし、回数によって補償の金額は異なります。

（本サービスによる補償範囲）

第 7 条

補償対象事故の範囲は以下に定めるとおりとします。

・水濡れ、その他偶然の事故による freetel LTE XM の全損または一部の破損

・freetel LTE XM の自然故障(取扱説明書、添付ラベル等の注意書にしたがった正常なご使用状態のもとで、発生した故障)

2.

freetel LTE XM の自然故障(取扱説明書、添付ラベル等の注意書にしたがった正常なご使用状態のもとで、発生した故障)については、購入から1年以内は無償補償対象として扱います。

1 年目以降は本サービスの対象範囲として、期間終了まで補償対象として扱います。

(補償の対象とはならない場合)

第 8 条

前条にかかわらず、以下に該当する場合は補償を受けることはできません。

(1) 補償請求事由が補償対象期間外に発生したものであるとき

(2) freetel LTE XM の紛失または盗難

(3) 補償のお申込みが第 29 条に定める禁止事項のいずれかに該当するとき

(4) 補償請求事由が freetel LTE XM の消耗、変質、変色等による損害(電池パックの消耗を含みます)であるとき

(5) 補償請求事由が、freetel LTE XM の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で freetel LTE XM の機能に影響が生じていないものであるとき

(6) freetel LTE XM が加工、改造、解析(ソフトウェアの改造、解析(ルート化等を含む)、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む)されたもの、またはプラスワンが承諾していない修理等の作業をおこなったとき

(7) 補償請求事由が freetel LTE XM の誤使用により生じたものであるとき

(8) 補償請求事由が freetel LTE XM に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・IC カード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき

(9) 補償請求事由がコンピューターウィルスによる障害に起因するものであるとき

(10) 補償請求事由がご利用者若しくはご利用者より正当な権限を与えられた freetel LTE XM の使用者の故意または重大な過失により発生したものであるとき

(11) 補償請求事由が地震、噴火、津波、河川の氾濫および流出による洪水により発生したものであるとき

(12) 補償請求事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき

(13) 補償請求事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき

(14) 補償請求事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき

2.

本サービスは、freetel LTE XM の紛失等に起因する freetel LTE XM の不正使用によってご利用者または第三者に生じる損害を補償するものではありません。

(補償の加入方法)

第 9 条

freetel eSHOP の所定の購入ページより補償代金をお支払いいただき、加入いただきます。

2.

補償のお申込みは、端末購入してから 30 日以内に行っていただく必要があります。

(交換端末の送付)

第 10 条

プラスワンは、前条に基づきご利用者から補償のお申込みを受けた場合は、ご申告内容を精査し、補償の対象となると判断した場合は、補償を申込まれた良品の freetel LTE XM1 台につき以下に定める製品を、補償のお申込み時にご利用者が指定された住所(日本国内の住所)にプラスワンが別に定める方法によりお送り致します。

2.

前項に基づきプラスワンがご利用者に提供する freetel LTE XM は、原則として補償を申込まれた登録電話機と同一機種および同一カラーとします。ただし、freetel LTE XM と同一機種または同一カラーの携帯電話機のご提供が在庫不足等の事由により困難な場合は、別途プラスワンが指定する機種またはカラーの携帯電話機とします(これにより、ご利用者は、交換電話機においてご利用いただける機能、サービスまたは料金等が変更になる場合があることをご了承いただきます)。

(交換端末の保証期間)

第 11 条

前条に基づきプラスワンがご利用者にお送りした freetel LTE XM は、旧電話機のご購入時に添付されていた保証書に定める保証期間中は、ご利用者のお申出により、当該保証書に基づき無償補償をさせていただきます。

2.

ご利用者は、破損その他不具合を発見された端末もしくは自然故障が発生した場合は、その旨をプラスワンに申出るものとし、プラスワンの指示に従い当該不具合の発見された電話機、電池パックまたは付属品をプラスワンに返送するものとします。
プラスワンは特段の事由がある場合を除き、本項に基づきご利用者より交換電話機、電池パックまたは付属品がプラスワンに返送され、別途規定された補償代金が支払われた時点(無償補償対象物は除外)で、当該電話機に不具合若しくは自然故障が認められた場合は、ご利用者に対し交換電話機と同一機種の携帯電話機を別途お送りすることにより、交換を致します。

（旧電話機等の送付）

第 12 条

ご利用者は、第 10 条に基づきプラスワンがお送りした交換電話機を受領されたときは、補償請求事由が火災による旧電話機の焼失である場合または補償のお申込み時点において旧電話機の送付が困難であるとプラスワンが認めた場合を除き、プラスワンが別に定める期限(以下「送付期限」といいます)までに、旧電話機をプラスワンが定める方法によりプラスワンに送付するものとします。
なお、旧電話機の紛失または盗難を補償請求事由として補償を申込まれた場合で送付期限までに旧電話機が発見されないときは、旧電話機が発見された際に速やかにプラスワンに送付するものとします。

2.

万一、ご利用者がプラスワンの指定する物品等以外のものを送付された場合、プラスワンは、ご利用者が当該送付された物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等をプラスワンが適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、ご利用者はこれに異議を唱えないものとします。プラスワンはご利用者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取扱いおよび返送について責任を負いません。

（旧電話機の内部データの消去）

第 13 条

旧電話機の送付時には、旧電話機内に記録された一切のデータ(※)をご利用者において事前に全て消去してください。お送りいただいた旧電話機にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害についてプラスワンは一切の責任を負いません。また、旧電

話機内に記録されていたデータの交換電話機への移行は、ご利用者自身の責任で実施するものとします。
(※)携帯電話機の出荷時点で記録されていたもの等ご利用者において消去できないデータを除きます。

（送料）

第 14 条

本サービスのご利用に伴う送料は、原則として商品の発送者の負担とします。

（旧電話機の再生利用）

第 15 条

本サービスに基づきご利用者よりお送りいただいた旧電話機は、プラスワンにおいて故障部分を修理等し、筐体を交換して新製品の出荷時と同様の状態に初期化したうえで、本サービスにおける交換電話機としてプラスワンから他のご利用者に提供する場合がございます。

（禁止事項）

第 16 条

ご利用者は、本サービスのご利用にあたり以下の行為を行わないものとします。

(1) 本サービスの利用申込時、本サービスにおける補償の申込時、その他本サービスのご利用にあたり、虚偽の登録、届出または申告を行うこと。
(2) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
(3) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
(4) サービス利用契約により生じた権利若しくは義務またはサービス利用契約に関する契約上の地位を、プラスワンの承諾なく第三者に譲渡若しくは承継する行為。
(5) プラスワン若しくは第三者の知的財産権、所有権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
(6) 第三者のプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
(7) プラスワン若しくは第三者を誹謗中傷し、名誉若しくは信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為。
(8) 他のご利用者による本サービスの利用を妨害する行為。
(9) 本サービスの提供に関するプラスワン若しくは第三者の設備に無権限でアクセスし、過度な負担を与え、その他本サービスの提供およびその運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為。

(10) プラスワンの営業活動を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
(11) プラスワンまたは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
(12) 犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
(13) 上記各号の他、法令、公序良俗、本規約若しくは約款等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

(ご利用者からの解約申出)

第 17 条

本サービス購入後の解約はいかなる理由があってもできません。

(プラスワンからの解除)

第 18 条

プラスワンは、ご利用者が以下のいずれかに該当した場合、催告することなくご利用者とプラスワンとの間のサービス利用契約を解除することができるものとします。
(1) 第 16 条に定める禁止行為のいずれかに該当する行為を行った場合
(2) 前各号の他、本規約のいずれかに違反した場合
(3) 約款等または本規約に基づく変更の届出を怠る等の事由により、ご利用者のご連絡先が不明となり、プラスワンからご利用者に対するご連絡が不能になったとプラスワンが判断した場合
(4) その他本サービスのご利用状況が不適格であるとプラスワンが判断した場合

(サービス利用契約の終了)

第 19 条

前条に基づきプラスワンがご利用者との間のサービス利用契約を解除した時点をもって、ご利用者とプラスワンとの間のサービス利用契約は終了し、プラスワンはご利用者への本サービスの提供を終了します。

(本サービスの停止)

第 20 条

プラスワンは、プラスワンが適当と判断する方法によりご利用者に通知または周知することにより、本サービスの提供を一時的に停止することができるものとします。

2.

プラスワンは、本サービスの提供に関するシステム上の故障、天災地変その他やむを得ない事由により、ご利用者に事前に通知または周知することなく、一時的に本サービスの提供を停止する場合があります。

（本サービスの終了）

第 21 条

プラスワンは、プラスワンが適当と判断する方法により事前にお客様に周知または通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。

（免責事項）

第 22 条

プラスワンは、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止若しくは終了、その他本サービスの利用に関連してまたは本サービスを利用できないことにより、ご利用者が不利益を被ったとしても、プラスワンの故意または重大な過失に起因する場合を除き、プラスワンは損害賠償責任およびその他の責任を負いません。

（連絡窓口）

第 23 条

本サービスの内容に関するご質問、その他ご利用に関する問い合わせ等については、プラスワンが別に定めるプラスワンの連絡先を窓口とします。

（合意管轄）

第 24 条

お客様とプラスワンとの間で本サービスまたは本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、プラスワンの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上